

○袖ヶ浦市建設工事表彰要綱

平成 30 年 3 月 30 日告示第 55 号制定

平成 31 年 3 月 29 日告示第 53 号改正

令和 8 年 3 月 31 日告示第 70 号改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注した建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、特に優秀又は優良と認められる建設工事を表彰することにより、建設工事を施工する者の施工意欲を増進するとともに、施工技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設計金額が 500 万円以上のものであること。
- (2) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成したものであること。
- (3) 建設工事の成績評定点（成績評定表の作成要領の規定による成績評定点をいう。以下同じ。）が 80 点以上のもの（以下「優秀建設工事」という。）であること。ただし、表彰対象年度において優秀建設工事に該当する建設工事がない場合には、成績評定点が 75 点以上の建設工事のうち、第 1 順位のもの（以下「優良建設工事」という。）とし、第 1 順位が複数ある場合の取扱いは、別表に定めるとおりとする。
- (4) 市内に事業所を有する工事施工者が施工したものであること。
- (5) 契約書、設計書等に基づいて施工され、その施工技術が他の模範になると認められるものであること。

2 前項に規定する表彰の対象となる建設工事を施工した工事施工者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、表彰

の対象としない。

(1) 表彰対象年度以降に完成した他の建設工事（市から受注した建設工事に限る。）において、65点未満の成績評定点を受けたとき。

(2) 表彰対象年度以降に、袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）の規定に基づく指名停止の措置を受けたことその他の表彰することが不適當であると認められる行為を行ったとき。

（表彰の推薦）

第3条 建設工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）は、前条第1項に該当すると認められる建設工事があるときは、袖ヶ浦市建設工事表彰推薦書（様式第1号）を作成し、総務部管財契約課長に提出するものとする。

（選定委員会）

第4条 表彰する建設工事の選定を行うため、袖ヶ浦市建設工事表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（組織）

第5条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 企画政策部長

(2) 財政部長

(3) 市民生活部長

(4) 健康こども部長

(5) 福祉部長

(6) 環境経済部長

(7) 都市建設部長

（委員長及び副委員長）

第6条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に工事担当課長その他の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議の結果を袖ヶ浦市建設工事表彰報告書（様式第2号）により、市長に報告するものとする。

(被表彰建設工事の決定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、表彰する建設工事を決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第11条 表彰は、毎年度1回、市長が定める日に行う。

(庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、総務部管財契約課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、建設工事の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に契約が締結された建設工事について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表

優先順位	項目
1	検査職員の評定点の高い工事
2	監督員の評定点の高い工事
3	総括監督員の評定点の高い工事
4	契約金額の高い工事

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 1 号（第 3 条関係）

袖ヶ浦市建設工事表彰推薦書

年 月 日

管財契約課長 様

課長

袖ヶ浦市建設工事表彰要綱第 3 条の規定により、次の建設工事を推薦します。

建設工事の名称	
建設工事の施工場所	
工事施工者の名称及び所在地	
建設工事の工期	年 月 日 から 年 月 日まで
設 計 金 額	円
契 約 金 額	円
成 績 評 定 点	点
建設工事の概要	
推 薦 理 由	
その他特記事項	

添付書類：工事成績評定表（写し）、認定通知書（写し）及び検査調書（写し）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

袖ヶ浦市建設工事表彰報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市建設工事表彰選定委員会
委員長

袖ヶ浦市建設工事表彰要綱第 8 条の規定により、会議の結果を報告します。

建設工事の名称	
建設工事の施工場所	
工事施工者の名称及び所在地	
建設工事の工期	年 月 日 から 年 月 日まで
設 計 金 額	円
契 約 金 額	円
成 績 評 定 点	点
建設工事の概要	
表 彰 理 由	
その他特記事項	

添付書類：工事成績評定表（写し）、認定通知書（写し）及び検査調書（写し）